

# 都道府県別の支部設置規則

全日本自動車部品卸商協同組合

## (目 的)

**第1条** この規則は、各都道府県地区内の組合員の総意より、都道府県支部（以下「県支部」という。）を設ける場合の必要な事項を定め、支部の運営を円滑にすることを目的とする。

## (名称及び地区)

**第2条** 支部の地区は、一の都道府県又は複数の都道府県の地域とする。

2 前項の各支部の名称は、「全日本自動車部品卸商協同組合又は全部協〇〇県支部」とする。

## (業 務)

**第3条** 支部が行う業務は、以下に掲げる業務等から選択して実施ものとする。

- (1) 組合員間の情報及び意見の交換
- (2) 組合事業に関わる教育及び各種研修の実施による経営改善及び知識普及の促進
- (3) 当該県支部内の組合員の意見のとりまとめ及び組合本部に対してその意見を具申又は提言すること
- (4) 組合の事業の啓蒙推進及びその連絡及び調整を行うこと
- (5) 当該県支部内の組合員の取引条件改善を図るために、組合本部と協力して取引先企業との団体交渉を行うこと
- (6) 当該県支部内の組合員の親睦と協調を図るための催事の実施
- (7) 当該県支部内の組合員が負担する賦課金等を組合本部の委託を受けて徴収し、組合本部に一括して払い込む業務
- (8) その他前各号に付帯する業務

## (支部の設置要件及び構成等)

**第4条** 支部の設置は、その地区に属する組合員が3人以上所在する場合であって、別紙により理事会の承認を得た場合に設置することができる。

2 支部を構成する組合員は、原則として、その地区内に所在する本社事務所をもって支部所属の組合員とする。

ただし、本社事務所以外の営業所又は支店等(以下「営業所」という。)が所在

する地区において支部が設置される場合には、当該営業所が所在する支部の構成組合員となることができるものとし、その場合の組合員は当該営業所名、住所及び電話番号等を支部名簿に登録するものとする。

**(支部の運営会議等)**

**第5条** 支部の運営方法等にかかる必要な事項は、支部を構成する組合員で協議し、支部において定めるものとする。

2 支部の運営費は、支部内の組合員の承認を得て、支部内において組合員から徴収される支部会費を充てるものとする。ただし、本組合の請求する賦課金（組合費）とは別のものとする。

**(その他)**

**第6条** この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

**附 則**

この規約は、平成25年8月8日から施行する。

(別 紙－ 1)

令和 年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合  
理事長 新戸部 八州男 殿

\_\_\_\_\_支部設立代表  
企業名：\_\_\_\_\_  
代表者：\_\_\_\_\_

### 支 部 の 設 置 承 認 申 請 書

このたび、下記の組合員を構成員とした\_\_\_\_\_（都道府県）（及び\_\_\_\_\_都道府県）を地区とする支部を設置したいので、支部設置規則第4条第1項に基づき承認方お願いします。

#### 記

1. 地区内の構成員たる組合員数： \_\_\_\_\_ 名
2. 構成員たる組合員名簿：別紙として名簿を添付すること。
3. 支部の設立決定の組合員参加の議決書又は議事録を添付すること。

以上

(別 紙 様 式)

\_\_\_\_\_ (都道府県) 支部設立に関する同意書

全日本自動車部品卸商協同組合  
理事長 新戸部 八州男 殿

当県において、全日本自動車部品卸商協同組合の\_\_\_\_\_ (都道府県) 支部  
を設立することについて、同意した組合員は、組合員数\_\_\_\_\_名のうち別添名簿  
のとおり過半数以上であることを証明します。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ (都道府県) 支部設立発起人代表者

会社名 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

(別 紙-2)

令和 年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合  
理事長 新戸部 八州男 殿

\_\_\_\_\_(都道府県) 支部代表

企業名 : \_\_\_\_\_

代表者 : \_\_\_\_\_

印

### 支部の代表者変更届け

このたび、\_\_\_\_\_ (都道府県) を地区とする支部代表者を変更したので  
届け出致します。

#### 記

1. 代表者氏名 : (新) \_\_\_\_\_

会社名 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

(旧) \_\_\_\_\_

会社名 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

2. 年月日 (変更年月日) : 令和 年 月 日より

以上